

移動支援事業の支給決定基準 【ガイドライン】

適用開始日：平成29年9月1日以降の支給決定分～

長岡京市障がい福祉課

目 次

1. 事業の目的・内容 P 1
2. 対象者 P 1
3. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準 P 2
4. 移動支援事業の対象となる外出 P 2
5. 移動支援の外出目的として認められないもの P 3
6. 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出 . . . P 4
7. 移動支援事業の外出目的として例外的に認めることがあるもの . . P 4
8. 移動支援事業Q & A（事例の判定） P 5

1. 事業の目的・内容

屋外での移動が困難な障がい者（児）について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が円滑に行えるようにします。

ただし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとします。

※介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合には、その利用が優先されます。また、通院、官公署での手続き等に係る移動の支援は居宅介護（通院等乗降介護、通院等介助、身体介護）で対応します。

2. 対象者

障がい者（児）であって外出等に支援が必要と市長が認めた人。

身体障がい者（難病患者等を含む）

○視覚障がい者…屋外での移動に著しい制限のある者

○全身性障がい者…身体障害者手帳1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する者又はこれに準ずる者

知的障がい者

○療育手帳を所持している者

精神障がい者

○精神障害者保健福祉手帳を所持している者

○自立支援医療（精神通院）を受給している者

障がい児

○上記に加え、障がい者が想定され支援の必要性が認められる児童

児童における移動支援事業の考え方

児童に対する移動支援の支給については、「保護者がどこまで関わっていくことが通常であるか」を考慮の上、子育てからくるニーズなのか、障がい者が起因となって生ずるニーズであるかを判断し、移動支援事業の必要性を検討します。

ただし、通常は保護者が連れて行くべき外出であっても、次のような場合は移動支援事業が認められる場合があります。

- ① 保護者が障がいのある児童1名、障がいのない児童1名を連れて外出する際に、障がいのある児童の介護を十分にできないことから、介護補助が必要な場合。
- ② 保護者が障がいのある児童を連れて外出する際に、児童の体格が良くなったうえに、多動性や他害行為が頻繁にあり、保護者一人で付き添うことが難しい場合。
- ③ 介助する家族等の疾病等により一時的に移動時の介助ができない場合。

3. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

身体介護を伴う場合とは、サービス提供の時間内で、食事又は排せつが想定され、食事又は排せつに介護者の支援を必要とする場合をいいます。

身体介護を伴わない場合とは、サービス提供の時間内で、食事又は排せつが想定されるが、食事又は排せつに介護者の支援を必要としない場合又は、食事又は排せつが想定されない場合とします。

「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」については、あくまでも報酬上の区分であり、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

〈対象者の判断基準〉

○障がい者

- ・国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準に準ずる。

国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準

○以下のいずれにも該当する障害者。

（１）障害支援区分が区分２以上の者

（２）障害支援区分の認定区分調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

① １－８「歩行」：「全面的な支援が必要」

② １－４「移乗」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

③ １－９「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

④ ２－４「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

⑤ ２－５「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

○児童

- ・障がいのある児童の調査項目（５領域１１項目）の調査を行ったうえで、障がい者の判断基準に準ずる。

4. 移動支援事業の対象となる外出

外出の範囲については、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」「社会参加の促進のために必要かどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

（１）社会生活上必要不可欠な外出

①公的な機関（官公署や金融機関）における諸手続き

介護給付で対応できない場合の官公署での諸手続き、金融機関における諸手続きに係る移動介助は移動支援事業で認められます。

※児童の場合は基本的には保護者が行う事柄であり、移動支援事業の対象外とします。

ただし、児童と同席する必要があるなどの理由で公的な機関に出向く際などに、児童の障がいの状況から保護者のみならず介護者が同席することが必要な場合のみ移動支援事業の対象と認めるものとします。

- ②今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後に継続性のないもの
学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続、会社の説明会等は移動支援事業で認められます。

※児童の場合、基本的に保護者が児童に代わって行うべき事柄であり、児童が単独で行うことが想定されにくいいため、対象になじみません。

③日用品の買物

日用品（衣類・雑貨・本・CD等）の買い物は移動支援事業で認められます。

※買物において、食材料等の購入は日常生活に不可欠なことから居宅介護の範疇と考えられます。

④地域生活に欠かせないと判断できるもの

各種団体の行事や会合等は移動支援事業で認められます。

⑤その他

冠婚葬祭への出席、お見舞い等は移動支援事業で認められます。

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

①自己啓発や教養を高めるもの

講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味的な要素のものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とするものは認められます。

※学習塾のような通年かつ長期にわたるものは対象外とします。

②体力増強や健康増進を図るもの

トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで、健康の維持を図ったり、体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認められます。

※スイミングスクールのような通年かつ長期にわたるものは対象外とします。

③生活の内容・質の充実・向上を図るもの

レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等は認められます。

5. 移動支援の外出目的として認められないもの

①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

外出先にて収入を得ることを目的とする外出は認められません。

②通年かつ長期にわたる外出

※通年とは1年を通じて定期的なもの、長期とは概ね3か月を超えるものとしてします。

ア. 学校（保育所、幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、大学）への通学または障がい者児施設等への通園は認められません。

イ. 学校に準ずるものとして、各種専門学校・職業訓練校、施設に準ずるものとして、放課等デイサービス、生活介護事業所、就労継続支援事業所等、その他として、週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うもので、終了が長期にわたるものは認められません。

ウ. 医療機関への通院、精神科デイケアへの送迎に係るものは、基本的に居宅介護（通院等介助）で対応します。

6. 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出

社会通念については、時代に応じて変化するものですが、現段階で適当でない判断できる明確なものについては、対象外となります。

①宗教活動

布教活動や勧誘等の活動は対象外とします。ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事（初詣・お宮参り・法事・クリスマスイベント等）として共通の認識で行われるものは認められます。

②政治活動

基本的には認められません。ただし、投票の参考にするための講演会への参加、参政権にかかる投票所への送迎は認められます。

③公序良俗に反することを目的とするもの

ギャンブル、公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外となります。

7. 移動支援事業の外出目的として例外的に認めることがあるもの

①保護者のけがや入院等の理由によるもの

通常介助を行っている保護者がけがや入院等により、代替的に介護者を必要とし、緊急性が高いと認められる場合に限り、基本的には対象外となる「通年かつ長期にわたる外出」に係るものであっても、3か月間を上限として認めることがあります。

ただし、介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合は、その利用が優先されます。

②一人で通学・通所・通勤できるようになることを目的とするもの

将来の自立を目的とした内容のものについては、基本的には対象外となる「通年かつ長期にわたる外出」もしくは「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」に係るものであっても、移動支援事業の利用によって自立が見込まれるかどうかを考慮の上、訓練的支給として3か月間を上限として認めることがあります。

8. 移動支援事業Q&A（事例の判定）

利用対象者

Q1 移動支援事業の利用対象者とされている全身性障がい者及びこれに準ずる者とは具体的にどのような者か。

→長岡京市障がい者移動支援事業実施要綱では、全身性障がい者とは「身体障害者手帳1級に該当する者であって、両上肢及び両下肢の機能の障がい有する者」と規定しています。

つまり、重度の脳性麻痺や進行性筋委縮性疾患等から四肢の全てに機能障がいがある者を利用対象としているため、膝や股関節の機能障がい等、身体の一部のみの障がい、杖等を使用すれば歩行可能な場合は原則対象となりません。

ただし、長岡京市では、全身性障がい者に準ずる者として、片麻痺で一上下肢機能全廃の者、脊髄損傷等により両下肢機能、体幹機能又は移動機能に著しい障がい有し、外出時に主に車椅子を使用する者など、屋外での移動に常時支援を要すると認められる者についても移動支援事業の利用対象者として認定することがありますので、対象と思われる方がおられましたら障がい福祉課にご相談ください。

Q2 年齢による利用制限はあるか。

→年齢による制限は設けておりませんが、移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、未就学児等であって、障がいの有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例えば、5歳である児童が、単独でデパートや動物園に行くといったことは通常想定されない。）については、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない。）

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障がい状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の疾病等により一時的に移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が認められることがあります。

通勤・通学・通所

Q3 通学・通所には移動支援事業を利用できないのか

→移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よって、通所施設や保育所及び学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することはできません。

Q4 子どもの学校への送迎をいつも保護者がしていたが、保護者が入院してしまったので、子どもが通学できない。移動支援事業で通学を手伝ってもらえないか。

→通常、学校への送迎は通年かつ長期の外出となるため利用できませんが、保護者が入院した場合等は家族状況や緊急性を勘案のうえ、3か月を上限に利用を認めることがあります。

Q5 単親家庭であり、施設・学校等のバスに障がい者・児を乗せるために同居の祖母が付き添っていたが、祖母が高齢のため付き添うことが困難になってしまった。他に付き添うことができる者がいないため、移動支援事業を利用したいのだが。

→支援が必要な時間が限定されておらず、通年かつ長期になることが見込まれるため利用することはできません。

Q6 大学への進学が決定したことから、一人で通学できるようになることを目的とした訓練を行いたいのだが、移動支援事業を利用できないか。

→通学に係るものは「通年かつ長期にわたるもの」として基本的には対象外ですが、将来の自立を目的とした内容のものについては、移動支援事業の利用によって自立が見込まれるかどうかを考慮の上、訓練的支給として3か月を上限に利用を認めることがあります。

Q7 短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能か。

→原則、利用できません。ただし、短期入所施設において送迎を行っておらず、保護者の疾病等により送迎ができない場合には、一時的に利用を認めることがあります。

入退院・通院時の利用

Q8 通院時の利用は可能か

→医療機関等への通院に係るものは、基本的に居宅介護（通院等介助）で対応します。

Q9 入退院時、入院中の利用は可能か。

→入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、利用することができます。

プールの利用

Q10 夏休み等のクラブ活動やPTA主催の行事、運動場・プール開放などの付き添いはできるか。

→利用することができます。

Q11 プール利用中の介護はできるか。

→プールサイドでの待機（トイレへの付き添いや身体を拭く等を行う）や着替えの介助等は算定の対象となります。プール内での遊泳介助はガイドヘルパーの業務範囲ではありませんが、ガイドヘルパーが利用者の安全確認のためプール内（水の中）にいる時間も算定の対象となります。

車・自転車の利用

Q12 ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することは可能か。

→ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することになります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

Q13 事業所等が所有する車を用いて、移動支援を実施することはできるか

→道路運送法上の許可あるいは登録がある場合は、事業所等の車両を用いて、移動支援を行うことが可能です。

ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にはあつては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

Q14 自転車利用ができるか。

→利用できません。

常時介護できる状態での付き添いが前提となるため、併走も不可とします。

目的地のみの利用

Q15 目的地や最寄り駅などで待ち合わせ、目的地のみで利用することはできるか。

→利用は可能です。

連続利用・長時間の利用

Q16 居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を提供できるか。

→利用は可能です。ただし、利用者もヘルパーも業務内容があいまいになることも考えられるため、サービスの切り分けをサービス等利用計画で明確にすることが必要です。

Q17 1回あたりのサービス提供時間に制限はあるか

→1回のサービス提供時間に制限はありませんが、原則として1日の範囲において用務を終えるものとしてください。

Q18 宿泊を伴う旅行等に利用できるか。

→利用は可能です。外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としていますが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなります。ただし、宿泊先での介助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は移動支援の対象となりません。

複数派遣

Q19 一人の利用者に対して、二人のヘルパーが同時に付き添うことができるか。

→利用者の身体的理由や行動障がいにより、一人での支援が困難であると事前に市が認めた利用者については、支給時間の範囲内での二人対応が可能です。

行動障がいの場合は行動援護への移行、全身性障がいの場合には重度訪問介護への移行も検討が必要です。

施設入所

Q20 障害者支援施設に入所中ですが、移動支援を利用することは可能か。

→移動支援は、在宅生活を送っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中の方は移動支援を利用することはできません。

入所者が自宅等に一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されますが、特に必要と認められる場合においては、障がい福祉サービスに係る報酬が全く算定されない期間中に限り、一時帰宅時の施設⇄居宅間の送迎、又は、一時帰宅中における居宅からの外出に利用を認めることがあります。

共同生活援助

Q21 グループホームに入居している間も利用できるか

→グループホームに入所している間も移動支援の利用は可能です。ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

介護保険

Q22 介護保険の入所者は利用できるか？

→訪問介護を利用できる施設は、居宅とみなし、移動支援を利用することができます。

（養護老人ホーム・有料老人ホーム・ケアハウスは可。特別養護老人ホーム・認知症グループホーム・介護型有料老人ホームは不可。）

Q23 介護保険を利用していても使えるか。

→介護保険で対応できるサービスは、原則として介護保険を優先することとなるため、社会参加のための外出にのみ、利用できます。通院・公共機関への手続き、普段の必要な買い物などについては、介護保険に含まれるため移動支援の利用はできません。

Q24 介護保険や居宅介護の通院介助と移動支援を1回の訪問で、併せて利用できるか。

→本来であれば通院の用途は、通院のみで一連の行為とするのが望ましいが、病院とスーパーが隣接しているなど、一旦自宅に戻って再度外出することが非効率である場合があります。そのような場合には、あらかじめサービスの切り分けがサービス等利用計画やケアプランで明確にされている場合に限り、医療機関を出たところから移動支援のサービスに切り替えることを認めます。